

原村小規模工事等契約希望者登録制度を実施します。

1. 原村小規模工事等契約希望者登録制度とは

この制度は、原村が発注する公共施設及び出先機関等の小規模な工事・修繕や委託業務のうち「内容が軽易で履行の確保が容易なもの」について受注を希望される方を登録し、見積り先の選定資料とすることにより、村内の小規模業者が直接工事を請け負うことができるようになるものです。

【登録できる方】

村内に主たる事業所又は住所を有する方で「原村建設工事入札参加資格者名簿」に登録されていない方。（建設業許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。）

【登録できない方】

- (1) 村内に主たる事業所又は住所を有しない方
- (2) 契約を締結する能力を有しない方、破産者で復権を得ていない方
- (3) 原村建設工事入札参加資格者名簿に登録されている方
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許を有しない方
- (5) 村税を滞納している方

2. 対象となる工事・修繕や委託業務

工事・修繕は1件の契約金額が130万円以下の工事を対象とします。
委託業務は1件の契約金額が50万円以下の業務を対象とします。
小規模工事等の種類及び内容は別表のとおりです。

3. 登録の方法

登録申請書に必要書類（資格・免許が必要な業種の登録希望は許可書の写しなど）を添付して提出してください。

申請書等の配布場所は、住民財務課財政係です。

申請書は原村ホームページ（「魅力的な原村の施策」の最下部◆入札契約「小規模工事等契約」）からもダウンロードできます。

なお、原村上下水道指定工事店証の交付を受けている方で上記の【登録できない方】に該当しない方は、すでに登録があるものとしますので、申請の必要はありません。

4. 登録の受付

7月1日から住民財務課財政係にて随時受け付けています。（土・日・祝日を除く。）

登録の有効期間は受付日の翌月1日から平成26年3月31日までとなります。有効期間後は4年ごとの申請による登録となります。

5. 登録名簿の取り扱いについて

「原村小規模工事等契約希望者登録名簿」に登録して、庁内及び村の出先機関等において業者選定の対象となります。ただし、名簿に登録されても、指名や、契約を約束するものではありません。

なお、この登録名簿は、契約制度の透明性を向上するため、一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

6. 工事等・委託業務の発注について

原則として、「原村小規模工事等契約希望者登録名簿」、「原村建設工事入札参加資格者名簿」に登録されている複数の方との見積りにより、最低価格の方と契約することになります。

見積りに指名されても、辞退することは自由です。辞退する場合には必ず連絡してください。

7. 契約について

契約にあたって、請書・契約書の作成が必要となる場合がありますので、発注課の指示に従ってください。

8. 請負代金の支払

工事完了後の検査に合格後、請求書に基づいて支払います。

9. 下請の禁止等

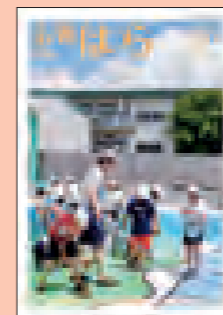
請け負った契約は、自ら施行することを原則とし、いわゆる丸投げ等の一括下請負はできませんので、希望業種は自ら施工できる範囲で登録してください。

契約の履行は、原村財務規則、原村建設工事等入札制度合理化対策要綱、その他関係法令等に基づき、信義にしたがって誠実に履行しなければなりません。

別表

	工事の種類	工事の例示
土木関係	土木工事	道路・水路などの修繕工事、擁壁工事等
	造園工事	植栽工事等
建築関係	建築工事	建物の修繕工事等
	左官工事	左官工事、モルタル工事、タイル張り工事等
	板金工事	屋根ふき工事、板金加工取付け工事等
	建具ガラス工事	サッシ工事、シャッター工事、建具工事、ガラス取付け工事等
	塗装工事	塗装工事等
設備関係	内装工事	壁張り工事、畳工事、ふすま工事、カーテンブラインド工事等
	電気工事	電気設備工事、照明設備工事等
	電気通信工事	電気通信設備工事、放送機械設備工事等、火災報知設備工事等
その他	管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス配管工事等
	委託業務	樹木剪定、草刈、立木伐採、側溝清掃等

お問い合わせ先 住民財務課 財政係 電話79-7924(直通)



●表紙写真/原小学校では、6月上旬に全校児童によるプール清掃が行われました。プールサイドには、児童たちの歓喜の音が響いていました。すでにプール開きは行われ、水泳の授業が始まっています。

CONTENTS

- 原村小規模工事等契約希望者登録制度 2-3
- 生ごみ処理機使用事態アンケート① 4
- 有害自動販売機NO運動をすすめよう 5
- くらしの情報 6-9
- 行政情報 10-11
- 保健・福祉の掲示板 12
- くらしのガイド 13
- はらむらとびっくす 14-15
- はじめまして1才6ヶ月です 16

有害自動販売機 NO運動をすすめよう



有害自動販売機 3ない運動の実践

**設置させない
利用しない
放置しない**

有害自動販売機は昼夜を問わず、青少年が気軽に利用できてしまいます。

ご協力をお願いします。
青少年にとって有害な自動販売機を受け入れない土壌づくりに務め、「土地を提供しない」「設置させない」ことを確認しあい、地域ごとに「有害自動販売機NO宣言」・設置業者への撤去の要望をしていきましょう。

有害自動販売機とは？

青少年の性的感情を刺激したり、粗暴性・残虐性を誘発又は助長するなど、その健全な育成を阻害するおそれのある有害図書類（雑誌、ビデオ、DVDなど）や有害がん具類（いわゆる「おとなのおもちゃ」など）を収納した自動販売機です。

携帯電話の危険から子どもたちを守るために

携帯電話は便利な道具ですが外の世界とすぐに情報がつながることから、見知らぬ危険な世界と子どもが直結してしまう可能性があり、あやまった使い方をすると犯罪やトラブルに巻き込まれる可能性があることも事実です。

保護者は、携帯電話の危険性を認識し、それに対する対策を行いましょ。

また、家庭では、お子さんが携帯電話を利用するにあたり、家庭内でのルールを決め、保護者の方が子どもを見守るよう心掛けることが大切です。

大人が見守り 子どもを守ろう



原村教育委員会 原村青少年健全育成協議会

●安心・安全のためのサービスを確認する

携帯電話会社では有害サイトへのアクセスを制御する「フィルタリングサービス」や迷惑メールを受け取らない「迷惑メール対策サービス」携帯電話の所在地を確認する「位置確認サービス」を提供しています。お子さんに携帯電話を持たせる際はサービス内容をご確認ください。

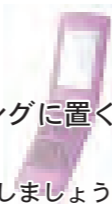
●トラブルが発生しているサイトがあることを知る

「アダルトサイトに登録してしまい料金を請求された。」「知らない人からきたメールに返信して迷惑メールが頻繁に」など問題を引き起こすサイトがあることを知りましょう。また、ゲームサイトやプロフィールサイトには見知らぬ相手と情報のやり取りができる機能があり、個人情報が悪用されたり、悪口を書き込まれたりする可能性があります。

●家庭で「我が家のルールづくり」を！

例えば

- 使える時間は夜〇〇時まで
 - 食事中は使わない
 - 家ではリビングで使い、充電器もリビングに置く
 - 学校への持込は学校のルールに従う
- お子さんの使い方、年齢によってルールは見直しましょう



生ごみ減量化に取り組もう

生ごみ処理機使用実態アンケート

調査結果の概要を報告します①

○生ごみ処理機器等の購入理由についてお聞きしました。

生ごみ処理機器等を購入したきっかけについて、電動式生ごみ処理機を購入した方では「生ごみの減量に関心がある」と答えた方が最も多く、生ごみ処理容器（コンポスト）を購入した方においても2番目に多い回答でした。生ごみ処理容器（コンポスト）購入者で最も多い回答は「堆肥にして利用したい」でした。

○堆肥化した生ごみの活用方法についてお聞きしました。

生ごみ処理容器（コンポスト）で出来た堆肥の利用方法では、「園芸や菜園の肥料」との回答が最も多く、次いで「庭や畑に埋めている」との回答でした。堆肥は園芸や菜園の肥料として有効活用され、また肥料として利用されていなくても、庭や畑に埋められており、生ごみが土に還り、生ごみ減量化が図られていることが伺えます。

その一方で、堆肥を「燃やすごみで出している」との回答もありましたが、少数にとどまりました。

○補助金制度はどのようにお知りになったかお聞きしました。

原村生ごみ減量化等推進事業補助金事業をどのように知ったかについては「広報はら」が最も多い回答でした。次いで「原村のホームページ」「販売店」「友人・知人」との回答となりました。

○再購入についてお聞きしました。

「処理機器が壊れた場合、再度購入しますか」との問いでは、「購入する」との回答が、電動式生ごみ処理機購入者では78.2%、生ごみ処理容器（コンポスト）購入者では82.8%と高い割合で再購入を希望する結果となりました。

電動式生ごみ処理機、生ごみ処理容器（コンポスト）それぞれに特性があります。

電動式生ごみ処理機では「省スペース」「処理時間が早い」「衛生的」等の長所がある一方、「処理できる物・量に制限がある」「維持費がかかる」「たくさん投入できない」「故障」等の短所があります。生ごみ処理容器（コンポスト）においても「安価」「たくさん投入できる」「維持費が少ない」等の長所がある反面、「虫の発生」「臭い」「手間とコツが必要」「冬場に利用できない」等の短所があります。

どちらも万能ではないため、購入する際には発生する生ごみの量や居住環境により、どちらを使用するか見極める必要があります。

生ごみ処理機使用実態アンケート②は広報はら8月号に掲載予定です。

お問い合わせ先 建設水道課環境係 電話79-7933（直通）